

【新】 救護施設として取り組むべき生活困窮者支援にかかる事業等について（取り組み期間：平成 28 年度～29 年度）一整理表一

☆は新規（または一部変更）の取り組み。（ ）の％は、平成 27 年 12 月の会員施設全体の実施率であり、各施設は現状以上に事業に取り組むことを目標とする。

| | カテゴリー① 救護施設の機能として制度化 されている取り組み | カテゴリー② 救護施設の機能をさらに活かす 取り組み | カテゴリー③ 地域への公益的な取り組み | カテゴリー④ 生活困窮者自立支援制度への 取り組み |
|--|--|---|---|---|
| フェーズA すべての救護施設が必ず取り組む事業 | ① 一時入所事業による緊急保護支援 ② 救護施設居宅生活訓練事業による地域生活移行支援 ③ 循環型セーフティネット施設として機能するため、利用者の地域や他種別施設等への移行促進 | ☆① 地域との連携による包括的相談や支援ネットワークへの参画 【説明】 法人や施設の外部にある、何らかの地域支援ネットワークへの参画を指す | ☆①地域との交流および施設機能の地域への提供 ≪例≫ ・福祉避難所としての施設機能の提供 ・社会福祉士、精神保健福祉士などの有資格者による地域の障害者や高齢者に対するマンパワーの提供 ・職員等による介護セミナー等の開催 ・その他、法人や施設、その地域の特性を活かしての、さまざまな取り組み | ☆①就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の取り組み（認定を受ける） |
| フェーズB 救護施設が現状以上に取り組みをすすめるべき事業 | ① 保護施設通所事業による、地域生活移行者等の生活安定にかかる居場所確保と相談支援（サテライト方式を含む）（50.0%） ② 救護施設配置の精神保健福祉士による精神障害者への支援（50.5%） ③ サテライト型施設による居場所確保と相談支援機能の強化（10.3%） ◆①～③のうち少なくとも1つ以上の事業を実施 | ① 災害時における被災者等の支援（75.0%） ☆②施設退所者、生活保護受給者への自立支援（就労、家計・生活支援） ③ 矯正施設出所者等に対する自立支援（54.3%） ④ DV被害者等の保護と生活支援（緊急一時保護等）（76.1%） ◆①～④のうち少なくとも1つ以上の事業を実施 | | ☆①就労に向けた生活訓練等の就労準備支援への取り組み ☆②住居喪失者に対し一定期間、衣食住を提供する一時生活支援への取り組み ③ 家計・生活指導を通じた生活再建の支援（72.3%） ④ 生活困窮にある子ども世帯への学習・生活支援（8.7%） ◆①～④のうち少なくとも1つ以上の事業を実施 |
| フェーズC 救護施設が現状以上にさらに高度な専門性を発揮するための事業 | | ☆①救護施設の運営法人による居宅生活移行支援事業（無料低額宿泊所）・この事業に準ずる居宅確保への取り組み | ☆①地域の関係施設・機関との協働による全世代対応型の包括的な総合相談支援機能の拠点づくりと地域の支援ネットワークの構築 【説明】 地域における公益的活動の一環として、さまざまな困苦を抱える全世代の福祉ニーズを必要とする者に対し、一次的・包括的な相談機能を有することを想定 | ☆①地域生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施 【説明】 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、もしくはそれに類する事業を自主的に設置し運営することを想定。また、これらの事業に職員を派遣して協働で事業展開している取り組みも該当 |